



杓子山からの富士山

ふじよしだ 議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第168号

3月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	1
				本会議 (開会) 14:00		
2	3	4	5	6	7	8
					本会議 (一般質問) 13:00	
9	10	11	12	13	14	15
	本会議 (一般質問) 13:00	予算 特別委員会 10:00		予算 特別委員会 10:00	予算 特別委員会 10:00	
16	17	18	19	20	21	22
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00			常任委員会 (建設水道) 10:00	
23	24	25	26	27	28	29
		本会議 (閉会) 14:00				

※招集告示は2月18日(火)となります。

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612

12月 定例会

令和6年12月定例会は、12月6日に開会し、15日間の会期を終え、20日に閉会しました。

市長提出の報告案件及び議案については、すべて承認、可決、同意しました。また、議会提出3議案についても可決しました。

市政に対する一般質問は、3人の議員が行いました。

報告案件の概要 即決案件の概要

報告第12号

専決処分報告について（令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第4号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ2219万9千円を追加し、総額を339億2601万円としたもの。

歳入では、衆議院議員選挙委託金2209万7千円、衆議院議員選挙啓発委託金10万2千円を増額し、歳出では、衆議院議員選挙事業費2209万7千円、衆議院議員選挙啓発事業費10万2千円を増額したものの。

報告第13号

債権の放棄について

【内容】
徴収不能な水道料金、合計14万4185円について、債権を放棄したものの。

議案第73号

富士吉田市長等の給与条例の一部改正について

【内容】
人事院及び山梨県人事委員会における本年度の給与に関する勧告並びにこれらに伴う公務員給与の改定等に鑑み、特別職の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第74号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

【内容】
人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれらに伴う国家公務員給与の改定等に鑑み、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第75号

令和6年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ3億454万8千円を追加し、総額を374億8690万7千円とするもの。

歳入では、前年度繰越金3億454万8千円を増額し、歳出では、職員手当等の人件費3億330万5千円、介護保険特別会計繰出事業費124万3千円を増額するもの。

議案第76号

令和6年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ124万3千円を追加し、総額を47億699万6千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金124万3千円を増額し、歳出では、介護保険事業に係る一般職給、職員手当等の人件費481万7千円を増額し、地域支援事業に係る一般職給、職員手当等の人件費357万4千円を減額するもの。

議案第77号

富士吉田市教育委員会委員の任命について

【内容】
委員の渡邊学氏が、令和6年12月25日をもって任期満了となるため、後任に、遠山直人氏を任命するもの。

議案第78号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】
委員の渡辺正毅氏、三浦巧治氏及

び佐藤洋一氏が、令和6年12月25日をもって任期満了となるため、引き続き、渡辺正毅氏及び三浦巧治氏、また、後任に後藤真一氏を選任するもの。

議案第79号

富士吉田市議会の個人情報情報の保護に関する条例の一部改正について

【内容】
法改正に伴い、引用している規定の項ずれや文言の改正が生じたため、所要の改正を行うもの。

議案第80号

富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【内容】
人事院及び山梨県人事委員会における本年度の給与に関する勧告並びにこれらに伴う公務員給与の改定等に鑑み、市議会議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

議案第81号

富士吉田市議会特別委員会の設置について

【内容】
富士吉田市議会に、委員20人をもって構成する「議会改革特別委員会」を設置するもの。

委員会の審査から

● 総務経済委員会 ● 文教厚生委員会 ● 建設水道委員会

総務経済

以下7議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号

富士吉田市情報公開条例の一部改正について

【内容】

デジタル化を図ることを目的に、電磁的記録媒体による写しの交付を可能とするため、所要の改正を行うもの。

議案第62号

刑法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について

【内容】

刑法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例に経過措置を設ける等のため、所要の改正を行うもの。

議案第63号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理

について

【内容】

法律の公布に伴い、引用している規定を変更するため、所要の改正を行うもの。

議案第64号

富士吉田市税条例の一部改正について

【内容】

法律の公布に伴い、新たな公益信託制度が創設等されたため、所要の改正を行うもの。

議案第69号

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

【内容】

山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務の住民の交通災害共済事業について、令和7年度を加入募集の最終年度とし、令和9年度をもって事業を廃止することに伴う規約の変更のため、議決を求めるもの。

議案第70号

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

【内容】

山梨県市町村総合事務組合が共同処理する事務の住民の交通災害共済

事業を廃止することに伴う財産処分に係る構成団体の協議を行うに当たり、議会の議決を求めるもの

議案第71号

令和6年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ32億5634万9千円を追加し、総額を371億8235万9千円とするもの。
歳入では、指定寄附金30億円、出資法人等清算収入1億4270万



円、財政調整基金繰入金3921万6千円等を増額するものであり、歳出では、ふるさと振興基金積立金15億円、ふるさと寄附推進事業費15億円、公共施設整備基金積立金1億4270万円、子育て支援センター管理運営事業費1283万5千円等を増額するもの。

また、子育て支援センター管理運営事業費1283万5千円を繰越明許費とするもの。

文教厚生

以下3議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号

富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

【内容】
法令の一部改正に伴い、頂ずれが生じたことから、引用している規定を変更するため、所要の改正を行うもの。

議案第66号

富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について



【内容】

富士吉田市営大明見グラウンドの土地賃貸借契約の満了に伴い、富士吉田市大明見財産区に土地を返還するため、所要の改正を行うもの。

議案第72号

令和6年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ7970万円を追加し、総額を47億575万3千円とするもの。

歳入では、前年度繰越金7970万円を増額し、歳出では、介護給付費準備基金積立金5110万6千円、介護保険償還金事業費2859万4千円を増額するもの。

なお、審査の中で、介護給付費準備基金積立金事業について、8億円余りの基金積立があるとのことなので、第10期富士吉田市介護保険事業計画策定の際には、これを考慮し、介護保険料の引下げを検討してもらいたいとの要望があった。

建設水道

以下2議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号

富士吉田市公共下水道条例の一部改正について

【内容】

下水道使用料の免除に係る特例措置の対象範囲を広げ、下水道を接続していない者に対して個人負担軽減を図り、公共用水域の水質保全のための下水道接続の促進を行うため、所要の改正を行うもの。

なお、審査の中で、下水道へ接続すると使用料の負担が大きいのと思う市民もいるため、未だ接続していない世帯者に対して事業の内容を丁寧

議案第68号

に説明する中で、接続率が増加するよう努めてほしいとの要望があった。

富士吉田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

【内容】

法令に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されるため、所要の改正を行うもの。



12月

市政 一般質問

抜粋



前田厚子
議員
(政友会)

質問

地域公共交通について

1回目の質問

政府の資料によると、75歳以上の人口は2050年を迎えるまで増加し続ける。特に85歳以上の人口は増加し2030年代後半には1000万人を越えるといわれている。いくつも重なる高齢者の課題が浮き彫りになった。

その中でも、高齢者の生活を守るための移動手段を、どのようにしていくかが大きな課題だ。そこで4点質問する。

1点目、平成28年12月議会で「高齢者の生活移動の足の確保を」について質問をした。本市では市内循環バスとして、タウンスニーカーが市内を3路線に分け、走っている。昨年からは、70歳以上の方には、無料チケット100枚が交付されている。更には、福祉タクシーに加えて高齢者用タクシーに関しては、75歳以上

で運転免許証を持っていない方を対象に、初乗り料金無料のチケットが1か月で6枚交付されている。こうした市の施策に高齢者は大変喜んでいました。

しかし、コロナ禍で外出を自粛した結果、タクシー会社を辞める運転手が増え、またコロナウイルス感染症が感染症法上の5類になり、インバウンドが市内に戻ると、少なくともタクシーを利用するため、折角、市で高齢者の外出支援に交付してくれたタクシー券を中々使うことができないようだ。

その上、初乗り料金も改定され、当初750円が、現在は600円になった。1枚のチケットで上暮地などから市立病院に行くには、チケットプラスおおよそ2000円近いお金を出さなければならぬ。往復になれば4000円もかかる。こうした声は市には届いていないのだろうか。多くの高齢者から同様の声も聞いている。令和6年9月に令和5年度分の決算認定の議案を審査したが、高齢者等外出支援事業及び富士吉田市内循環バス特別乗車券交付事

業の予算に対し約58パーセントの不利益が出ている。それならば、改善される可能性はあるのではないだろうか。

例えば、1か月6枚のチケットは、充分なのか不足なのか、人それぞれだが、せめて1か月のうちに自由に使えるようにすることが理想ではないだろうか。不便を感じている方々からの声をしっかりと聞き取ってほしい。

今後のタクシー券の使い方について、検討してもらいたいが、市の見解を伺う。

2点目、平成28年の一般質問で、「地域公共交通網形成計画は策定されているか。」との質問に、本市では「策定していない。」との答弁であり、その理由として、「本市に適した交通体系や社会情勢に合わせた利用者の利便性の向上、交通事業者など関係機関等と連携しながら、デマンド交通など新しい交通手段も含める中で様々な角度から調査研究していく。」との内容だった。他市町村では、「公共交通網の計画を策定する中で住民の声を聞き、より良い内容に改定したり検討している。」とのことだった。

本市でも当事者の声を聴きながら更に調査研究を進めてもらいたいが、基本となる公共交通網の計画が策定されなければ、そうした市民の声の受け皿はどこにあるのだろうか。質問当時、30分から40分かけてコ

ミュニティ会場まで歩いてきた人達も、10年近く経過するとさすがに歩くのは厳しいようだ。地域公共交通等の資料によると個人差はあるが、高齢者が、駅やバス停まで、休まず歩行できる距離は100メートルまでと記載されている。その点、本市のタウンスニーカーのバス停は自宅から概ね400メートル以内には存在するように置かれている。

このようなことも検討・改善してもらえないだろうか。

また、令和5年10月には、自動運転バスの実証実験が行われた。試乗させてもらったが、とても快適に下吉田駅から富士みちを往復した。この自動運転バスが地域公共交通として市内の中央を往復してくれば、タウンスニーカーが、今まで路線の無かった市内一円を回る計画が策定できるのではないだろうか。本数を減らしても、今までのバスではなく、小型のワゴン車にして、特に高齢者が住んでいる世帯の多い団地などにも廻って行けるように配慮すべきだ。市民の切なる願いである。検討してもらいたいが、市の見解を伺う。

3点目、全国の事例をみると、社会福祉法人の空き車両を利用した買い物支援やサロン送迎がある。これは、道路運送法における許可又は登録を要しない輸送である。本市においても、こうした取組みに対して社会福祉協議会や社会福祉法人との

話し合いを持つことが必要だ。できればコミュニティカフェやいきいきサロンなどの送迎や支援に携わっている方々の声を聞き、ともに検討をしていくべきだが、市の見解を伺う。

4点目、タクシー不足から「日本版ライドシェア」も考えられる。賛否両論あるが、本市では、導入等について検討されたことはあるのか。

検討されたのであれば、方向性だけでも示してもらえないか。

先日の新聞に山梨県タクシー協会会長の話として、県内でもら社がライドシェアの許可申請をしたことが掲載されていた。タクシー会社も市民も、「とにかく生活移動の足を何とかして確保していきたい。」と解決策を探っていると感じる。もちろん、本市だけで判断がつくものではないが、今後の市の見解を伺う。

1回目の市長答弁

地域公共交通については、市民の日常生活を支える最も身近な移動手段であり、高齢化が進む社会におい



てその役割はますます大きくなってきている。

関係機関との連携や自動運転EVバスなどの新しい交通手段の導入等により、引き続き、利便性の高い地域公共交通の確保に努めていく。

1回目の市民生活部長答弁

まず、1点目の高齢者等外出支援事業における今後のタクシー券の使い方についてだが、本事業については、利用されている方々からの声の把握に努めている。議員発言のとおり、病院等の受診でタクシー券を利用している方から、複数枚使用できると更に助かるという声があることも認識している。一方で複数枚利用してしまうと回数多く出掛けられなくなってしまう、本事業の目的に沿わなくなるのではないかという声もある。

今後においても、引き続き、高齢者に自立した生活を維持してもらうため、より回数多く出かけることを目的とした高齢者等外出支援事業として、これまでどおり、1回につき1枚の使用としていきたい。

次に、2点目の高齢者が休まず歩行できる距離へのバス停の配置についてだが、議員発言のとおり、タウンズニーカーについては、自宅から概ね400メートル以内にバス停が存在するよう配置されているが、可能な限り自由乗降区間を設けるなかで、

市民の利便性の向上に努めている。

次に、本数を減らしても、小型のワゴン車にして高齢者が住んでいる世帯の多い団地などへ回っていただけるような配慮の検討についてだが、本市では、タウンズニーカーに関するアンケート調査を毎年実施しており、増便や路線の延長等の要望が多くある。しかしながら、バスの台数と運転士の人数が限られているため、1路線での所要時間は現在の約1時間が限界であり、増便や路線の延長等は困難な状況である。

次に、3点目の社会福祉法人の空き車両の利用についてだが、市内の介護事業所では現在はそのような対応は実施していないが、検討するにあたり、需要や対応可能な事業者の有無、人件費や安全確保に関すること等、多くの課題があり、容易に取り組めるものではない。

議員指摘のコミュニティカフェは、送迎が必要な場合、その経費を補助金として交付し、支援をしている。

また、いきいきサロンについては、地区会館など地域単位で実施し、徒歩で通える身近な場所での開催を基本としているので、送迎についての支援は考えていない。

今後、事業を展開していくなかで、参加者や支援者からの声を聞きながら、より良い事業の展開を検討していく。

次に、4点目の日本版ライドシェアの導入等についてだが、この制度

は、タクシー会社が実施・運営の主体となり、一般ドライバーが自家用車によって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度なので、本市では導入等について検討していない。

2回目の質問

1点目、タクシー券について、もう一度伺う。

先ほどの答弁によると、「複数枚利用してしまうと数多く出掛けられなくなってしまう、本事業の目的に沿わなくなるのではないか」とのことだが、これはおかしいのではないだろうか。高齢者の中にはどうしても病院に行かなければならない人がたくさんいる。少しでも元気になって友達とも出かけたいと願っている。この施策が、どの地域に居住する方も同じような条件だったら何もいうことはない。

しかし、先ほども述べたように、市立病院に行くにも、中心市街地に居住する元気な高齢者は、タウンズニーカーもタクシーも使える。

ところが、タウンズニーカーのバス停が遠く、歩くのが困難な高齢者は、どうしても病院に行かなければならない場合、タクシーが頼りなのではないのか。

そのような高齢者は、市がいうように何度も外出することを望むより、安心して通院することを望んでいる。

1回目の質問時に、予算に対する不要額について述べたが、予算残額をみて、もっと高齢者の声を聴いてもらいたいと考える。

タクシー券を1枚ずつ使う方は良いのだが、高齢者の声を代弁すると一度に2枚まで使用できるようにしてもらいたい。今一度、タクシー券の使い方について、市の見解を伺う。

2点目、自動運転EVバスの新しい交通手段の導入等を考えている旨の市長答弁、及び自動運転EVバスの社会実装に向け、実証実験しているとの部長答弁があった。

自動運転EVバスを中心に何か良い交通機関がないものかと提案したが、今後自動運転EVバスとタウンスニーカーを使った地域公共交通の計画などの策定を検討されていれば伺う。

2回目の市長答弁

まず、1点目のタクシー券の使い方については、後ほど、答弁させる。

2点目の自動運転EVバスとタウンスニーカーを使った地域公共交通の計画等の策定についてだが、富士吉田市デジタル田園都市構想第3期地域創生総合戦略や富士吉田市SDGs未来都市計画等に基づき、既に実証段階のレベルで実施しているところであり、本年度からは関係する地方公共団体や行政機関、事業者と連携を図るため、富士吉田市レベル

4モビリティ・地域コミッティを組織し、自動運転EVバスの実証実験等の着実な進捗を図っている。

2回目の市民生活部長答弁

高齢者等外出支援事業のタクシー券の交付については、生活支援及び介護予防を目的としたサービスの一環として実施している。

今後についても、高齢者の閉じこもりを防止し、自立した生活を維持してもらうため、より回数多く外出することを目的とした事業として、先ほど答弁したとおり、これまでどおりの利用を継続して実施していく。

3回目の質問

閉じこもりのきっかけには、生活資金や健康などの将来への不安が最も大きいといわれている。中心市街地に居住する方は、このタクシー券で外出の多くの目的を果たすことができている。しかし、中心市街地から離れた場所に居住する方、経済的にも大変な方は、できればまず病院に行き、介護生活にならないようにと心がけている。このような考えのもと行動することは介護予防の目的にならないのか。

出かけたくても、足が痛かったり体の調子が悪ければ、外出など考えられない。病院に通い元気になって、外出をしてもらいたいと願う。

先日、タクシーに乗ってみた。中心市街地から離れた場所から市立病院までだが、3400円かかった。一度に使えるタクシー券が増えたら、どんなに助かることだろうか。

一方で、タクシー券とタウンスニーカーを上手に使っている方もいる。杖をつきながらだが、自宅から富士山駅までタクシー券1枚、富士山駅から市立病院までタクシー券1枚使用する。帰りはタウンスニーカーで富士山駅に戻り、富士山駅から自宅までタクシー券1枚を使用し、通院している。

市では平等にタクシー券を配布したほうが、これでは、平等であっても公平性に欠けていると考えるが、その点はどうのような見解か。

こうしたことに配慮しなければ、行政が一番心をかけなければならぬ、事業の狭間にいる方達を本当の意味で救うことはできないのではないだろうか。

私は、担当課によく顔を出す。高齢者が増えていく中で、担当課職員には家族の話をよく聞き、更に自宅への訪問など、誠意ある対応についても感謝している。

担当職員には高齢者宅を訪問しているプランチャや民生委員にも協力してもらい、本当に複数のタクシー券が必要な方を救いあげてもらおうと検討してもらいたい。

タクシー券について、もう一度検討することはできないのか。

2点目、自動運転EVバスとタウンスニーカーを使った地域公共交通の計画の中でいよいよ令和7年度、市民を乗せて市内を走る姿が、実感できる。

そこで、自動運転EVバスの登場で、タウンスニーカーが果たす役割は、どのように変化していくのか。

3回目の市民生活部長答弁

まず、高齢者等外出支援事業のタクシー券の使い方については、先ほど答弁したとおり、生活支援及び介護予防を目的としたサービスの一環として実施しており、申請をされた全員に公平に交付し、その目的に沿って使用してもらっている。議員指摘の公平性に欠けているとは全くもって考えていない。

今後についても、これまでどおりの利用形態を継続して実施していく。

次に、2点目の自動運転EVバスの登場によりタウンスニーカーが果たす役割がどのように変化していくのかについてだが、市内の生活バス路線であるタウンスニーカーの役割が変わることはない。自動運転EVバスについては、令和7年度での自動運転レベル4による社会実装を目指すなかで、自動運転EVバスによるタウンスニーカーの路線間における乗換えの補完等を図るものとし、これにより市内全域へのアクセスや回遊性の更なる向上を目指していく。

12月
市政
一般質問
抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

質問①
食品ロス削減に関する
本市の取組みについて

1回目の質問

食品ロスとは、本来食べられる食品が、廃棄されてしまうことを指し、未開封品を食べずに捨てる「直接廃棄」や野菜の皮を厚く剥き過ぎる等の「過剰除去」、「食べ残し」等が挙げられる。

環境省、農林水産省、消費者庁は、2024年6月に食品ロスの2022年度推計値を公表している。今回から項目に加えた経済損失額の合計は、4兆円(国民一人当たり年間3万2125円)。二酸化炭素換算の温室効果ガス排出量は、1043万トンであった。もともとなる食品ロス推計量は、家庭系と事業系がともに236万トン、合計472万トンであり、国民一人あたり1日103グラム、年間38キログラムである。前年度の523万トンからは51万トン(9.8パーセント)の減少となり、

減少の内訳は、事業系が43万トン(15.4パーセント)、家庭系が8万トン(3.3パーセント)の減少であった。

日本では、食品リサイクル法に基づき2030年度までに食品ロスを2000年度比で半減させる目標(家庭系で216万トン、事業系で273万トン、合計489万トン)をあげているが、今回事業系の減少が大きく、家庭系を含めた全体量で目標は達成できた。しかし、この推計値は、コロナ禍の影響を受けている時期であり、政府は引き続き動向を見守る必要があるとして、継続した食品ロス削減の取組を呼び掛けている。

令和2年3月定例議会において、前田厚子議員が「SDGsから考える食品ロス削減について」一般質問を行っている。その質問で、本市の食品ロス削減の意識醸成する取組について、「市役所や図書館等にパンフレットを配置し、食品ロスの意識啓発を実施している。」との答弁があった。先日、市役所や図書館に確認したところ、現在では食品ロス削減に関するパンフレットは、図書

館では配置されておらず、市役所でも6枚ほどで、無くなってしまいう状況だった。本市として、食品ロス削減に関してどのような対策をとっていくのか、見解を伺う。

また、2019年施行の食品ロス削減推進法に関する、本市の食品ロス削減推進計画について進捗状況を伺う。

次に、山梨県では飲食店の食品ロス削減に係る取組として「飲食店における食品ロス削減実践モデル事業」を実施している。飲食店における食品持ち帰り容器の利用促進のため、県が、数や回数に制限はあるものの、持ち帰り容器等を登録した飲食店に提供している。本市でも飲食店の食品ロス削減対策として、このような事業を推進してほしいという市民の声があるが、見解を伺う。

また、山梨県では本年7月1日から5日まで、第1回フードドライブを実施した。フードドライブとは、家庭や企業で余った食品(賞味期限があるものや未開封のもの)を回収し、必要としている人や団体に届ける活動であり、地域団体や慈善団体を中心に行われている。県庁で行われたフードドライブでは、182.3キログラムの未利用食品が集まったとのことだ。本市でも、社会福祉協議会がこのような活動を行っているかと聞いている。本市の主催として、フードドライブを開催し、食品ロスの削減に寄与してほしいと考えるが、見解を伺う。

1回目の市長答弁

まず、1点目の食品ロス削減に関してどのような対策をとっていくかについて、本市では、家庭での食材を単に廃棄するのではなく、生ごみをたい肥化することで食品ロスの削減につながるため、生ごみ処理機やコンポスト等を購入する市民に対して補助金を交付する取組を長年に渡り継続して行っている。

加えて、市内小中学校や公共施設におけるリーフレット配布による啓発、食生活改善推進員の活動を通じた取組の実施等、様々な取組を進めており、これにより、環境美化センターに持ち込まれる生ごみの量は、令和元年度と令和5年度の比較で約3割減少しており、大幅に削減されている。

食品ロス削減に向けた取組については、今後も引き続き積極的に進めていく。

次に、2点目の食品ロス削減推進計画の進捗状況について、現在、計画は未策定となっているが、食品ロス削減は、本市でも重要な課題として捉えており、現在策定中の第3次食育推進計画で、食育の観点から食品ロス削減の意識醸成を図っていくことを位置付けている。自然や命、食に関わる全てに感謝する心、生活の中から生まれた食材を無駄にしないもったいない心、食育を通じた豊かな心を育むことを推進し、「食」



と「健康」に加え、食品ロス削減への意識醸成を図るための教育や啓発活動に積極的に取り組んでいく。

次に、3点目の食品持ち帰り容器の利用促進について、山梨県では、希望する店舗に対し、持ち帰り容器等の提供、「30・10運動」の呼びかけなど、飲食店に向けた取組を実施しているが、これは、飲食店への営業許可を所管し、その営業に対し指導や助言などをする権限を持つ山梨県だからこそ効果が発揮される事業だと考えていることから、本市で同様の事業を実施することは考えていない。これに対し、市民との距離が近い本市では、食生活改善推進員による「やまなし食ロス3ゼロ運動」の推進活動や、食品ロス削減月間の

ポスター掲示等、消費者側である、市民向けの啓発を実施している。

今後も、食品ロス削減に対する意識が高まっている現状を踏まえ、啓発活動に取り組んでいく。

次に、4点目のフードドライブの実施について、富士吉田市社会福祉協議会では、家庭や企業で余っている食品の寄附を募集し、生活に困窮する世帯や、夏休み及び冬休みの期間に合わせてひとり親の子育て世帯に対する食糧支援を実施している。本市は、引き続き、社会福祉協議会が実施する食糧支援事業に協力し、食品ロス削減に努めていく。

2回目の質問

「市内小中学校や公共施設におけるリーフレット配布による啓発をしている。」との答弁だが、確認したところ、消費者庁監修による、子供向けの食品ロスに関するリーフレットと山梨県県民生活部県民生活安全課による、食品ロス削減ダイアリーとの配置があった。いずれも国や県の作成であるため、本市の実情に合わせた独自のリーフレットを作成し、配布配置をすべきだと考えるが、見解を伺う。

また、「環境美化センターに持ち込まれる生ごみの量は、令和元年度と5年度の比較で約3割減少している。」との答弁について、食品ロスは事業系食品ロスと家庭系食品ロスの二つに分けられるが、答弁の約3

割減少した生ごみのうち、事業系生ごみと家庭系生ごみの割合を伺う。

次に、飲食店に持ち帰り容器等を提供する事業だが、市町村の飲食店における食品ロス削減の取組を調べると、官民で連携してドギーバッグという持ち帰り容器を普及する活動を行っている地域もある。

本市でも、このドギーバッグの普及を、まずは関わりのあるふじやまビールと連携し、食べ残しの食品ロス削減のための活動やイベントの開催を企画すべきだと考えるが、見解を伺う。

2回目の経済環境部 環境担当部長答弁

まず、市独自のリーフレットの作成と配布について、消費者庁や山梨県作成の冊子を活用しながら啓発を進めた結果、環境美化センターに持ち込まれる生ごみの量は、令和元年度と令和5年度との比較で約3割削減できているので、現時点では独自のリーフレットの作成やドギーバッグ普及イベントの企画等は考えていない。食品ロス削減への意識醸成を図るため、引き続き、これらの冊子をうまく活用した啓発活動に取り組んでいく。

次に、環境美化センターへ持ち込まれた生ごみの事業系と家庭系の割合については、事業系が35パーセント、家庭系が65パーセントの割合となっている。

質問②

新倉山浅間公園付近の交通混雑とトイレの問題について

1回目の質問

新倉山浅間公園の最近の賑わいは、四季を通じて訪れる多くの来訪者により、交通渋滞を発生させ、地域住民の迷惑となっている。天気の良い日は、日の出前から駐車場を指し多くの車が侵入し、出庫する車とスムーズに通行することができず、通行が滞っている。早朝からこのような状況になり、日中にはさらに交通渋滞が発生し、地域の住民は、出社時間に遅れる、外出するのも憚る等、日常生活に支障をきたしている。

この状況を鑑み、浅間町連合自治会では、班長会議や各種団体代表者会議を開き、本市の担当課に要望した意見をまとめた。その意見の中には、神社下の駐車場西側出口を土日だけでなく、入り口の渋滞を緩和するためにも、毎日開けて欲しいという要望があった。出口側の住民も、入り口側の混雑状況に理解を示し、一方通行にすることに協力できると聞いている。本市として、この駐車場を、交通渋滞緩和のため、一方通行にしていく考えがあるのか伺う。

また、11月23日、24日の土日に、突然この駐車場を閉鎖し、浅間橋から車の侵入を禁止したと聞いた。地

域の住民は、説明もなくこのような対応をとられたことに困惑しており、駐車場を閉鎖したことで路上駐車等の違法駐車が散見されたとも聞いている。近隣の交通混雑対策の一環でやむを得ずとは思いますが、新倉山浅間公園を頻繁に訪れる観光タクシーの方からは、このエリアの車の侵入に関して、対応が変わりすぎて戸惑ってしまうと聞いている。今後の駐車場への車でのアクセスをどのように考えているのか伺う。

また、土日に下一小グラウンドの駐車場から忠霊塔を目指す観光客の中には、歩いてくる距離が長く、神社までくれば疲れてしまい、忠霊塔までいけないとの声もある。駐車場の確保として、関係機関に働きかけ、中央道の高架下を利用すべきだとの声もあるが、見解を伺う。

次に、新倉山浅間公園のトイレについて、現在、新倉山浅間公園エリアには3か所のトイレがある。しかし、この地域への年間200万人にも迫る来訪者からすれば、明らかに不足している状況だ。土日になれば、神社前の広場にあるトイレは使いたい人で行列になり、トイレの臭いも酷いため、改善できないかと市民から相談もあった。この広場のトイレや五重塔近くのトイレは、現在の来訪者数を想定して作られたトイレではない。ふじさんミュージアムエリアには、きれいなトイレが整備されていることから、新倉山浅間公園でも、来訪者の数に対応したトイレの

増設を希望する市民の声があるが、見解を伺う。

また、浅間橋から歩いてくる来訪者に対して、多言語のトイレの案内が少なく、困惑したインバウンドの方が住民に助けを求めるところもあると聞いている。多言語で分かりやすいトイレの看板を増やしてほしいという市民の声もあるが、見解を伺う。

1回目の市長答弁

新倉山浅間公園が、国内外の多くの方々にお越しいただいている状況は、大変喜ばしい。一方で、様々な課題があることは、私も十分に認識している。

今後、地域住民の御理解と御協力を得るなか、住みよいまちづくりと観光振興の両立を図るよう努めていく。

1回目の都市基盤部長答弁

新倉山浅間公園は、通年にわたり多くの観光客が訪れている。

まず、交通渋滞緩和のため、駐車場を一方通行にしていこうかあるかについてだが、現状の駐車場入口における往來の流れを円滑にするため、入口と出口を分けることは有効だと考えている。出口側の住民からそのような声があるとのことなので、改めて運用の見直しについて検討していく。

次に、駐車場への車でのアクセス

について、交通誘導と併せて、地域内の交通規制も含めて検討する必要があると考えている。しかし、交通規制は、交通管理者である山梨県公安委員会の所管であり、市の一存で行うことは不可能だ。また、新倉山浅間公園周辺には、駐車場用地として利用できる場所も少なく、道路も生活道路であるため、現状、当該公園に集中する多くの来園車両を分散させるため、新町通り線沿いや下吉田駅近くに新たな駐車場を整備しているところだ。今後も引き続き、周辺住民や警察等と協議するなかで、交通規制も含め渋滞緩和対策を進めていく。

次に、中央道高架下の利用について、これまでもネクスコ中日本に相談をしており、駐車場として借りるに当たっては、駐車車両を保護するためのコンクリート剥落防止工事、また高速道路構造物の定期点検を行うこと等、各種の条件が提示されており、費用と効果が見合わないことから、現時点では利用を考えていない。



い。

次に、トイレの増設について、様々な検討を重ねているが、地理的条件等の課題により、現時点でトイレの増設は困難と考えている。

次に、多言語で分かりやすいトイレの看板設置について、本年9月定例会における伊藤議員の一般質問において答弁したとおり、引き続き国内外から訪れる観光客の皆様に分かりやすい案内板となるよう努めていく。

2回目の質問

11月25日に開催された浅間町住民との意見交換会で「駐車場を一方通行にしてほしい。」という意見が出されたようだ。11月30日、12月1日の土日には、駐車場を閉鎖するのか、一方通行で使用するのか、対応が決まっておらず、前日の夕方に一方通行にする連絡があったと聞いている。その時々で、駐車場への対応が変わるのであれば、住民も困惑してしまう。駐車場を常態として一方通行にすることは決定しているのか、検討中であるのか、明確な答弁を求める。

次に、オーバートーリズム対策部会、新倉山浅間公園・下吉田駅周辺環境整備チームの作成したマップを見ると、8か所の駐車場が明記されている。旧ワクチンセンター駐車場や防災備蓄倉庫横の駐車場、下一小グラウンドは、新倉山浅間公園まで

距離があり、徒歩で来ることに支障をきたすこともある。この8か所の駐車場を、使用できる口は有料化し、そこで得られた対価による無料シャトルバスの運行も視野に入れるべきだと考えるが、見解を伺う。

次に、五重塔付近や富士浅間神社前広場にあるトイレは、使用できる人数が少なく、休日は行列ができ混雑する。新倉山浅間公園のトイレが少ないこと等、実情に即した多言語案内板を下吉田駅付近から何か所か掲示し、来訪者の不便を軽減する対策をとるべきだと考えるが、見解を伺う。

次に、浅間橋から駐車場へのアクセスの中で、来訪者に対して駐車場にトイレが設置されているという案内がないことを地域住民に指摘された。現在、神社入り口に設置されている案内看板は、小さく歩行者用の看板であり、わかりづらい。この入り口に、トイレの場所や新倉山浅間公園の総合的な施設の案内も含め、インバウンドの方にもわかりやすく、拡大された看板が必要であると考え、見解を伺う。

2回目の都市基盤部長答弁

まず、駐車場を一方通行にする点についてだが、現在、駐車場の運用方法は、翌日の天気予報等の状況を勘案しながら委託業者と協議を行うなかで、警備員の配置や人数を決める等、臨機応変に対応している。

また、駐車場の出入口は、平日は出口側を封鎖し入口側の市道で対面通行としており、土日、祝日は渋滞緩和のために出口側を開け駐車場内を一方通行とする運用を行っている。地元住民の御意見を伺い、警察を始めとする関係機関とも協議するなかで、改めて運用の見直しについて検討していく。

次に、駐車場を有料化し無料のシャトルバスを運行することについて、オーバーツーリズム対策部会では、新倉山浅間公園付近の交通渋滞の緩和を図るため、あらゆる可能性を視野に入れた上で、駐車場の有料化を前提として、制度設計等の検討を行っている。基本的に、新倉山浅間公園や市内は、歩いて回遊するよう関係課と連携を図っていきたく考えているので、シャトルバスの運行は考えていない。

次に、来訪者の不便を軽減する多言語案内板の設置について、多くの来訪者にわかりやすい看板の設置を心がけ、皆様をより良い環境でお迎えし、おもてなしができるように、新倉山浅間公園の周辺の整備を進めていく。また、総合的な施設の案内に関わる看板の設置についても、分かりやすい案内板となるように努めていく。

3回目の質問

新倉山浅間公園を訪れる、長距離を歩くことが困難な方に対して、駐

車場から新倉山浅間公園へのアクセスをどのように考えているのか、見解を伺う。

また、シャトルバスの運行について、桜まつりの期間中も運行は考えないという認識なのか、見解を伺う。

また、新倉山浅間公園や市内を歩いて回遊するには、来訪者が目的を持って行きたくなるような場所の整備も必要であり、来訪者のニーズに応えられるルートが掲載されたマップの作成も必要であると考え、見解を伺う。

また、来訪者がまちなかを歩く利便性を高めるため、滞留スペースのある道づくりや地域の資源が見える看板の設置、空き地や公園を利用したイベントの開催等、様々なコンテンツで、来訪者が歩いて回遊したくなるような仕組みづくりが重要だと考えるが、見解を伺う。

3回目の経済環境部長答弁

まず、歩くことが困難な方の駐車場から新倉山浅間公園へのアクセスについては、これまで同様、主に新倉山浅間公園の最寄りにある大駐車場を中心に受け入れていく。

また、桜まつり期間中のシャトルバスの運行について、現在、これまでの桜まつりにおける運行実績等を検証するなかで、本市とふじよしだ観光振興サービスにおいて協議を行っているところだ。

次に、来訪者のニーズに応えられ

るルートが掲載されたマップの作成について、既に、インターネットサイトの富士吉田市観光ガイドでは、来訪者のニーズに応えられるルートを40通り掲載しており、市内回遊の促進に努めている。これ以外にも、「ことりっぴ」本市版を始め、スイーツマップやパンマップ、うどんマップ、本市総合ガイド、グルメガイド等で、本市の魅力あるスポットを幅広く紹介しており、これらの冊子を片手に市内を回遊している観光客が多数いると、市内事業者から報告を受けている。

次に、来訪者が街なかを歩く利便性を高めるための仕組みづくりについて、本年6月には緑地やトイレを兼ね備えた宮川橋南駐車場を新設し、中央まちかど公園でも、現在、トイレを整備中だ。併せて、地域の資源を示した看板も昨年度までに、新倉山浅間公園を拠点とし、下吉田界隈を回遊できるように既に設置をした。

また、イベントの開催等について、現在、桜まつりやハタオリマチフェスティバル、西裏市場、フジテキスタイルウィーク等、地域の魅力ある産業やスポットを発信するイベントを四季折々に実施しているが、行政だけでなく、民間による様々な試みにも期待をしている。

いずれにしても、観光客が新倉山浅間公園にとどまらず、市内を回遊するよう、その環境づくりに引き続き努めていく。

12月

市政 一般質問

抜粋



秋山晃一
議員
(無党派)

質問①

住環境の整備について

1回目の質問

近年の温暖化の影響は予想を越えて、本市でもこの夏は30度を上回る日々が続き、無関係だった熱中症の危険が現実問題となってきた。それに対して熱中症注意の防災無線が度々流された。また、施設を避難場所として開放し利用の呼びかけなどが行われた。そして、これは来年以降も同様に起きると考えられる。

市内で、ごく近年に建てられた住宅などは冷房設備が設置された家もあるが、それ以前の家では、冷涼だったこともあり、冷房設備のない家が多数を占めており、特に高齢者の住宅は冷房設備がないことになる。また、高齢者世帯や障がい者の居る世帯は暑さを避けて場所を移動することも困難であり、あらかじめ冷房設備を設置するには大きな経済的負担が障害となる。一方では高齢者などが治療の中で冷房設備の設置を主治

と断熱改修を検討することが必要だと考えるが、併せて伺う。

1回目の市長答弁

来夏に向けた熱中症対策としての高齢者等に対する住環境整備についてだが、今年度より熱中症特別警戒アラートが発表された際に、一時的な避難施設として、クーリングシェルトアを市役所や富楽時、市内コミュニティセンター等のほか、商業施設等、多くの民間企業にも賛同してもらったなかで設置した。

これらの活用については、防災行政放送や広報、ホームページ、特に高齢者には、ケアマネジャー等により周知を図り、利用者からは暑さを避け過ぎることができたと好評だった。今後は、利用可能な施設を更に充実させていく予定である。

国の熱中症対策実行計画では、市町村の役割として、関係者に熱中症予防対策の発信を行い、熱中症警戒アラートを活用してエアコンのある施設や場所の確保をすること、高齢者等に対しては見守りや声掛け等の対策を強化していくことが求められているが、冷房設備の設置支援については示されていない。

今後も熱中症対策を実施するなかで、国の計画に沿って対応を進めることが重要である。また、熱中症予防の効果的な支援の在り方や、公平性等を考慮する必要がある中で、住居の断熱対策や冷房設備の設置に対する支援については考えていない。



次に、住生活の充実、住居の確保についてだが、公営住宅の整備及び活用については、富士吉田市公営住宅長寿命化計画を基に、建物の老朽化や入居状況、人口動態などを鑑み、団地別・住棟別の活用計画を定め、大規模修繕、予防保全的な修繕、建て替え及び廃止を実施している。

また、公営住宅の戸数については、将来の人口規模に合わせる予定であり、議員指摘のとおり縮減していくこととしている。

次に、資材等の高騰により市場での適切な住宅の確保が困難となり公営住宅を要望する方が増えるとの指摘だが、公営住宅は、「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」としているため、今後も、「公営住宅」としての必要性の視点にて施策を進めていく。

次に、災害時の仮設住宅に代わる住宅確保の候補への位置付けについてだが、仮設住宅と公営住宅では、

基本的に建設目的が異なり、災害時、平時問わず、公営住宅は、貸出しを継続していくものと考えている。今までも緊急的に住宅を必要とする場合には対応をしており、今後もある場合には適宜、対応していく。

次に、公営住宅への冷房設備の設置と断熱改修についてだが、公営住宅の機能は、国の公営住宅等整備基準を参考に条例で定めており冷房設備は、入居者の判断により自己負担で設置してもらうとしている。

また、断熱改修については、大規模な修繕となり、全面的な改善を実施する時点でなければ着手することが困難であるため、現在実施している市宮尾垂団地での内部改修工事から取り入れている。

今後も、公営住宅の整備及び活用については公営住宅の設置目的を基本として適時・適切に対応していく。

2回目の質問

熱中症対策としては予防に重点を置き、住民の意識の醸成を計ることを中心として取り組んでいくとのことだが、熱中症への認識がまだ低い現状では大切な取組みだ。しかし、熱中症対策実行計画の中には、「救急搬送者の5割は65歳以上の高齢者が占めていること、死亡者の8割以上は65歳以上の高齢者であること。屋内での死亡者のうち9割はエアコンを使用していなかった、あるいは持っていなかったことが明らかだ。」とある。

さらに、北秋田市などの自治体では、対象が高齢者世帯、障がい者の居る世帯、あるいは低所得世帯と限定的ではあるが、エアコン設置に支援をしている。

また、快適な住環境で過ごすことが住民の権利だと考えた場合、暑さを耐えて過ごす環境を少しでも改善し支援することも、地方自治体の仕事ではないだろうか。全国の事例も調べながら検討していくべきだが、いかがか。再度、答弁を求めます。

2回目の市長答弁

熱中症対策についてだが、快適な住環境で過ごすよう、日中はクーリングシェルターを整備しているほか、熱中症予防をテーマにした健康教室を実施している。そのなかでも、冷房器具を適時、適切に使用することや室内の温度管理、水分摂取等に対する知識を取得してもらうなど、様々な普及啓発を図っている。

このほか、高齢者には、繰り返し丁寧な声掛けや見守りが重要と認識しているため、今後も関係者とも協力しながら、適切な熱中症予防対策についての周知を図っていく。

なお、住居へのエアコンの設置支援は、基本的に、自身で購入するものと考えているので、住居への断熱対策や冷房設備の設置に対する支援は、考えていない。

今後も、熱中症予防に関する働きかけについて、関係機関と連携しながら取り組んでいく。

質問② 歩行者等を優先したまちづくりについて

1回目の質問

「街に出かけたくなる魅力がある。」「目的地にたどり着くまでの環境が心地よく、途中で魅力的な出来事がある」。思わず歩きたくなるような街づくりについて、どのような考えかという観点から伺う。

市は自動運転バスの実証実験を令和7年も行い、新たに公共交通としての導入を目指すと同った。公共交通の利用とともに、徒歩や自転車での移動手段により、自動車中心ではない省エネにもなり、ゼロカーボンシティーにも効果のあるまちづくりを目指すべきだと考えるがいかがか。それを進めるためには、歩道を広げ、車道との区別を明確にすることや、また歩行者にとって安全なまちづくりは、ゾーン30の取組みと重ねながら進めていくことが必要となる。また移動手段として市民の自転車利用を促進すれば、同様に自転車レーンの整備、自転車専用道の整備などが必要となる。また拡幅された歩道に市民の憩いの場所を設置するような取組みでは、商店などの協力が必要となる。このようなまちづくりを進めた場合、下吉田駅から金鳥居までの中心商店街では買い物客を招き、観光客の散策を促し、地域の活

性化に繋がる。また上吉田熊穴地域などの住宅地域では、安全安心な外出支援に繋がり、乳幼児の散歩や、高齢者が外出しやすくなり、身体的な健康寿命が延びることが想定されるので、市が進めている取組みとも重なるのではないだろうか。

市全体のデザインに関わるため、総合計画の中に位置づけることも必要であり、歩道の拡幅などでは実証実験も必要だ。市民の理解と協力も必要となる。幸いにも本市はコンパクトな街なので、取り組みやすいと考える。このようなまちづくりの構想に対してどのように考えか伺う。

1回目の市長答弁

歩行者等を優先したまちづくりについてだが、富士吉田市都市計画マスタープランで議員の提案にあるような内容を盛り込んでいる。現状は、ゾーン30や自転車レーンの表示、歩車道の分離などといった措置は、様々な要因により限定された場所で



実施されているに留まっております、これを街全体に広げていくことは、大変困難を極める。

また、市道を拡幅することについても、既成市街地での用地確保は容易ではなく、さらに、車道を一方通行にして歩道にすることも過去に検討したが、迂回路の確保やマイカー利用の多い沿線の周辺住民に大変不便を強いることから断念した。現時点でマイカー利用の制限となるような施策は、場所の選定や内容も含め慎重に進める必要がある。

こうした施策に対するコンセンサスについては、今後、現在のマイカー中心から電動車を活用したグリーンスローモビリティや自動運転EVバスといった新たな移動手段が主流となることで、それに応じた道路環境等の整備について必要性が増していくことにより、得られやすくなると考えている。

まちづくりの構想として議員の提案は理想的であり、進むべき指針であるので、一歩ずつでも前進できるように、研究と研鑽を重ねていく。

2回目の質問

総論的には私が述べたまちづくりと同じ方向を向いていると受け止めた。

第3次富士吉田市環境基本計画にも「本市は安全な歩道を確保し、市民や観光者が歩きやすい環境を創出するために、歩道の整備、バリアフリー化、積雪時の通学路確保、歩行

者休憩用のポケットパークの整備などの取組みを行ってききました。」とある。さらに都市計画マスタープランにも歩行者を優先とした街づくりについて記述がある。

さらには、死亡事故発生割合は歩行中が多いとした上で、児童・生徒、高齢者、障がい者にも使いやすい、市民が安心して生活を営み、快適に過ごせるよう、今後も取り組んでいくことが重要だと述べている。

この考えに基づき、ゾーン30や自転車レーンの表示、歩車道の分離などが限定された場所では実施されている。このようなまちづくりの取組みが行なわれていることを歓迎する。

この取組みを街全体に広げるのは困難だ、との答弁どおり、たしかに街全体は困難だ。では、ある程度地域と呼べるような形に広げていく考えはないのか、そして現在も進んでいるのか、新しく市道を建設する際は、この歩行者や自転車優先の観点もあるのか、伺う。

次に歩道を広げ車道を狭めていく、一方通行にする、自転車レーンの設置、ゾーン30、歩行者の憩いの場をつくる取組みへの進め方について、改めて伺う。この取組みは市民の理解と協力がないと実現しない。答弁でも慎重に進めるとしている。さらにこうした取組みのコンセンサスは次の移動手段を模索する取組みの中で得られると述べられている。その一過程として、社会実験のような形で進めていく考えはないのか伺う。次に街のデザインだが、市には都

市公園、準都市公園、ポケットパークなどがある。公園を歩行者が歩きたくなるような環境づくりとしての角度からも整備する考えはないのか、伺う。

2回目の市長答弁

新しく市道を建設する際の歩行者や自転車優先の観点についてだが、市道の新設は、地域の状況や道路法等に基づき、適切な整備を行っている。歩道確保のため、あえて車道の幅を狭くするなど、用地に影響を受けない方法を採用しているケースもあり、今後も各種条件が合えば、積極的に歩行者等にも配慮した道路整備を進めていく。

次に、社会実験のような取組による歩行環境の整備を進めていく考えについてだが、先ほど答弁したとおり、マイカー利用に制限を加える施策については、車中心社会である本市で、コンセンサスを得るためのハードルは他の地域以上に高いと考えている。

次に、公園を歩行者が歩きたくなるような環境づくりについてだが、各公園の限られたスペースの中で、都市公園では、特色に沿った遊歩道を設けており、準都市公園では、健康づくりや体力づくりを行うことのできるスペースや遊歩道を確保している施設もある。

また、ポケットパークでは、観光などで市内を回遊した歩行者が、休憩を取ることのできる施設として市

内に数か所設けている。今後も実施可能な内容や範囲を見極めながら街づくりを進めていく。

質問③ 安心して出産を迎えるための支援について

1回目の質問

子育て支援については、他自治体と比べても充実している点は私も認めるところだが、さらに充実したものに進めてほしいとの考えから、今回は妊娠、出産の時期に絞って考えを伺う。

現状の支援は、一般健康診査14回の検査費用助成などだ。

追加検査は、「検査時期についてはかかりつけの医師と相談して」とあるが、ほぼすべての方が受けていると聞いている。この検査により自己負担が発生することがあるとの声が寄せられている。次に切迫流産等により入院や治療が必要になった際の医療費への補償がないとの声もある。同様に風邪などで医療機関を利用した場合の医療費も自己負担だ。妊産婦の母子共々の健康を守るための観点から、医療費助成を検討すべきではないか。考えを伺う。

次に妊娠中及び出産準備への経済的負担への支援について、現在は出産までには5万円の支援があるが、出産までの期間も長く、さらに出産

準備には多くの費用が必要になることから、こちらも検討すべきではないか。考えを伺う。

これらの点を改善することが、経済的な不安なく、無事に出産まで過ごせることになるが、出産への支援についてはどのような考えか伺う。

1回目の市長答弁

妊婦一般健康診査の追加検査についてだが、追加検査は、現在、県内統一での費用助成を行っている。

こうしたなか関係団体が集まる会議等では、議員の発言と同様に、健診費用自己負担分の改善策等に関する意見があり、本市も助成拡充に向けた協議の進展を図っているので、引き続き、県内市町村とともに前向きな検討が進められるよう、積極的に取り組んでいく。

次に、妊婦への医療費助成など経済的負担への支援についてだが、子ども家庭センターの本格設置に合わせ、専門職員を大幅増員するなかで、特に妊娠届出時には、一人一人に対し、専門職が面談を行い、心身や家庭の状況を丁寧に聞き取り、「子育て安心プラン」の作成を行っている。さらに、それぞれの環境に合わせた情報提供、また、切迫流産や風邪等を予防するための生活習慣や食生活の保健指導も実施している。

このほか、継続的な支援が必要な妊婦には、電話相談や家庭訪問の個別指導の継続、母親学級、両親学級等の教室の案内など、妊娠期を通し

て切れ目のない支援を実施している。さらに、妊娠7か月から8か月頃には、心身や家庭状況に関するアンケートを実施し、不安がある妊婦に対しては、電話相談や家庭訪問等を通じて伴走型の相談支援を行っている。

これらに加えて、全国でもあまり例のないレスパイトケアなどの施設を無料で利用できる環境を整えている産前産後ケアルームひだまりでは、継続的な支援を必要とする妊婦に対して、相談支援や本市独自の個別指導型のハローベビークラスにおいて、出産準備に向けた沐浴指導や妊婦の体調管理等の指導なども行っている。

議員発言のとおり、医療費の助成や経済的負担への支援を求める声もあるが、本市としては、マンパワーを最大限に活用し、多面的・重層的な妊婦支援を通じて、「安心して安全な出産」を第一に、心身と家庭の状況、その両面において、穏やかに日常を過ごすことができるよう、予防活動に重点を置いた、妊婦一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を実施することに注力していく。

2回目の質問

マンパワーによるケアについて答弁があったので、それについて述べると、「1回の母親学級だけでは十分ではない、母親学級は数回開いてほしい、こちらから聞いていかな」と答えが出てこないのでは不安

だ。」との声もある。その声にも応えて取組みを充実していくと同時に、やはり流産を避けるための入院や体調不良の時には、経済的な不安なく医療機関に行けることが大切ではないだろうか。再度伺う。

また妊娠から出産までの経済的支援だが、本市は16歳からの児童手当について、国に先んずる形で取り組んできた。本年10月より国が開始したので、今度は妊娠から出産の時期を対象と考へても良いのではないかと考えを伺う。

2回目の市長答弁

母親学級についてだが、先ほど答弁したとおり、妊婦一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を実施することに注力している。

母親学級については、出産に向けて行う様々な支援のうちの一つであり、そこで出産までの準備が全て完了するものではない。

出産に向けての心配事などに対しては、個々の妊婦に合わせた伴走型の支援を通じた取組によって解決していくと考えている。

今後も、これまでと同様に妊婦支援充実への取組に力を注いでいく。

次に、妊婦への医療費助成など経済的負担への支援についてだが、議員発言のとおり、本市では、国に先駆けて、児童手当が拡充されるまでの間、月額1万円の特別支援金を支給し、保護者の負担軽減を図ってきた。この支援金は、児童手当の制度

拡充は急務、との考えの下、独自に行っており、このような動きが国の児童手当拡充にもつながったと認識している。

一方で、妊娠に伴う経済的負担軽減は、来年4月以降、国で「妊婦のための支援給付制度」として、妊娠届出時一人当たり5万円の給付が法制度化される。

国の制度設計の中では、市町村で、妊婦等包括相談支援事業等を効果的に実施し、国の定めによる給付と市町村による伴走型相談支援の組合せにより、出産までの更なる支援強化を目指すこととされている。

こうした「妊婦のための支援給付制度」のほか、「児童手当」「児童扶養手当」の拡充、「子ども・子育て支援金制度」の創設など、国の政策として、出産から子育て期を安心して迎えるために必要な給付体制の強化、子育て財源の確保など、前向きな取組を進める状況もあるので、市独自の経済的な支援は実施せず、引き続き、妊婦への重層的な支援等を通じて、妊婦に寄り添ったきめ細かな支援の実施に努めていく。



令和6年第5回定例会 議案等審議結果 ①

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
報告第12号	専決処分報告について（令和6年度富士吉田市一般会計補正予算第4号）	12/6報告	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第13号	債権の放棄について	12/6報告					△							議長										報告
議案第61号	富士吉田市情報公開条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第62号	刑法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第63号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理について	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第64号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第65号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第66号	富士吉田市民の体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第67号	富士吉田市公共下水道条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第68号	富士吉田市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第69号	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	令和6年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	総務経済	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	令和6年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	文教厚生	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	12/20即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	★	議長	○	☆	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	12/20即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	令和6年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）	12/20即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和6年第5回定例会 議案等審議結果 ②

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
議案第76号	令和6年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12/20 即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第77号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	12/20 即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第78号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/20 即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第79号	富士吉田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第80号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	△	○	○	○	☆	○	★	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第81号	富士吉田市議会特別委員会の設置について	12/20 即決	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

委員会構成の紹介
議会改革特別委員会

委員	副委員長	委員長
滝口晴夫・藤井義房	横山勇志	勝俣米治
渡辺将・藤田徹	太田利政・奥脇和一	
藤原栄作・伊藤進	渡辺利彦・戸田元	
渡辺新喜・鈴木富蔵	渡辺幸寿・小俣光吉	
秋山晃一・宮下宗昭	前田厚子・勝俣大紀	

会 期 日 程

20日	18日	17日	16日	12日	12月6日
<ul style="list-style-type: none"> ● 各議案の採決 ● 議案の追加提案 ● 各委員長からの報告 本会議 (閉会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 付託議案の審査 建設水道委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 付託議案の審査 文教厚生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 付託議案の審査 総務経済委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政一般質問 本会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 議案の委員会付託 ● 議案の提出と説明 ● 会期の決定 本会議 (開会)

編集後記

議会だより第168号をお届けいたします。

昨年は新型コロナウイルス禍で落ち込んだ観光需要の回復もあり、多くの観光客が国内外から本市を訪れました。一方で、新倉山浅間公園周辺や下吉田地区本町2丁目交差点を中心とした本町通り周辺でのオーバーツーリズムの問題も大きな話題となりました。

本市議会では、こうした観光を巡る課題や施策に

ついて、質疑を通し、市民の皆様の声をお届けするとともに、議会研修による先進地視察を行うなど、調査研究に努めております。

市民の皆様に、こうした議会活動の内容をお届けするため、議会だより編集委員会一同、わかりやすい紙面作成に努めてまいりますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

(渡辺 利彦)

議会だより編集委員会

委員長 渡辺 新喜
副委員長 渡辺 幸寿
委員 渡辺 利彦 / 小俣 光吉 / 藤原 栄作 / 伊藤 進

議会の動き

常任委員会 行政視察研修

各常任委員会において、本市の抱える課題や懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく先進地への行政視察研修が実施されました。研修先の担当者による説明を受ける中で、本市の状況を踏まえた質疑や意見交換が活発に行われ、有意義な視察研修となりました。

総務経済委員会

- 実施日 10月28日～29日
- 研修先 静岡県熱海市
- 内容 観光振興における宿泊税導入について



文教厚生委員会

- 実施日 10月24日～25日
- 研修先 栃木県佐野市
- 内容 小中学校適正規模・適正配置基本計画について



建設水道委員会

- 実施日 10月22日～23日
- 研修先 愛知県碧南市
- 内容 狭あい道路整備促進事業について



視察研修の 受け入れ

令和6年11月13日

長崎県吉岐市議会産業建設常任委員会の視察研修「ふるさと納税の取組について」を受け入れました。



年4回/市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

富士吉田市議会のホームページは
こちらのQRコードからご覧にな
れます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は機デensonソーウェーブの登録商標です。